

共生試論

—文化的差異とマイノリティの構造に関する考察—

An Essay of Symbiotic Societies

—A study on the Structure of Cultural Difference and Minority—

中野伸彦

Nobuhiko Nakano

長崎ウエスレヤン大学現代社会学部紀要

10巻1号

Bulletin of Faculty of Contemporary Social Studies

Nagasaki Wesleyan University

2012年3月

共生試論

— 文化的差異とマイノリティの構造に関する考察 —*

中野伸彦**

An Essay of Symbiotic Societies

— A study on the Structure of Cultural Difference and Minority —

Nobuhiko Nakano**

【キーワード】

異文化理解、多文化共生、同化主義、多元主義、障害者

【要旨】

近年、「障害者」という用語が「障がい者」に書きかえられる場面が増えている。人称用語に「害」の字はそぐわないというのが主な理由である。その背景には「障害者」という言葉や実体に付着したイメージが長く低位な状態に留められてきたという現実がある。それゆえに「障害者としてではなく、1人の人間として見てほしい」や「障害とは、人間誰しもが持ちあわせている“個性”の一つである」などの言説が当事者やその周辺の人々から繰り返し主張されてきた。今日では、この考え方は、障害者運動に関してきた一部の関係者のみならず、広く一般的にも了解されつつある見方のように思える。

筆者は、こうした動きの中に、「障害」という差異的な属性を担った人たちに対する周囲のまなざしが改善されつつある傾向を認める一方で、何か釈然としない違和感もまた感じてきた。いったい「障害者も同じ人間である」や「障害は“個性”である」との言説の何が問題なのか、どこに違和感が生じるのか。私の勤務する大学の建学の理念や基幹科目として担当している「共生社会論」等の講座の中で繰り返し登場してくる「異文化理解」や「多文化共生」などの概念に触れば触れるほど、この思いは強くなってきている。

もともと「異文化理解」とは、人と人との間(もしくは複数の共同体間)に存在する様々な差異や異質性を、互いがどのように受けとめ、それを学びや理解の枠組みへとどのように展開させていくかという問題意識が想定された言葉である。そこでは、差異や異質性、つまりは異なる部分をさし

あたりクローズアップさせ、その違いを確認していくことが学びの前提としてどうしても必要になってくる。

一方、「何のため」に差異の抽出や異文化理解が必要なのかという、その動機や目的については、本学の学生たちに限ってみれば、使用される頻度のわりには必ずしも明確には伝わっていない状況がある。仮に「支援関係の形成」や「共生社会の実現」を異文化理解の目的として設定するならば、異文化の中に見出すべき差異や異質性の中身もまた、支援や援助が必要と見做されている側面からの差異や異質性に限られることになる。

ここで問題となってくるのが、一般に支援や援助が必要と見做されている「障害者」などの受けとめ方、つまりは「障害者も同じ人間である」や「障害は“個性”である」という言説の是非である。これは「障害者」に体现された機能的・視覚的差異や異質性を“人間一般”へと解消することで、「障害」という差異や意味づけ自体を払拭しようとする見方とあっていいが、この視点は、相違点をクローズアップさせるところからスタートする「異文化理解」や文化多元主義的な共生論のアプローチとは決定的に違ってきているように思う。むしろ差異や異質性を否定的に捉え、あたかも“なかったこと”のように「人間一般」の全体へと解消しようとするこの見方は、一般に「差異」を有しないマジョリティと見做されている“健常者”への適応や同化を促す共生論へと通底しているように思えてならない。

異文化理解や多文化共生という多元的な概念が、私たち人類にとっては疑問をさしはさむ余地のない目指すべき支援関係の理念や目標であると語られるとき、マイノリティといわれる人たちに体现された差異性を直ちに同化(異文化として指定するのではなく)させようとする、この相反す

* Received March 15, 2012

** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 社会福祉学科、Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1 Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0082, Japan

る見方を、私たちはどう理解していったらいいの
 だろうか。また、ここで問題にしたい同化主義と
 多元主義との対比は、共生社会の実現という文脈
 において、どのように整理できるだろうか。本稿
 は、この疑問を解消するための試みである。

1. 同化主義と多元主義

同化 (assimilation) とは、「特定の文化やアイ
 デンティティをもつ集団・個人が、普遍的な文化
 を持つ、比較的大きい別の集団に完全に統合され
 ること」⁽¹⁾とされ、一般には、力の強い民族が弱
 い民族に自らの文化を強いる政策——同化主義政
 策、もしくは同化政策という文脈で使われる。か
 つての帝国主義時代の植民地政策や建国当初のア
 メリカ合衆国におけるWASP (White Anglo-
 Saxon Protestant) の同化政策などがよく引き合
 いにだされる。⁽²⁾そこには、統治権をもつ側の言
 語や宗教や生活様式などへの一体化を迫ろうとす
 る強制力が意図的・無意図的に働いているとして、
 その背景には共通に力の不均衡による支配—被支
 配の権力関係をみてとることができる。

一方、多元主義 (pluralism) とは、同化主義の
 もつ不平等・不均衡感を合理的に克服するプロセ
 スの中から生まれてきた考え方で、一つの国家や
 社会の中に異なった文化が共存できるように集団
 間の政治的・経済的・社会的な不平等を是正しよ
 うとする主張として広まった。⁽³⁾この考え方も同化
 主義と同様、移民政策に揺れるアメリカ社会が
 「melting pot (人種のるつぼ) 論」から融和論を
 経て「サラダ・ボウル論」へと変遷していく過程
 の中で生み出されてきた社会モデル⁽⁴⁾といわれ、
 とりわけ「文化」多元主義という場合には、より
 積極的にマイノリティの人権侵害などを問題視す
 る立場として知られている。これらのことから、
 民主化路線を推し進めてきた先進諸国の歴史をた
 どれば、共通に同化主義から多元主義への展開を
 たどる傾向が見うけられることになる。⁽⁵⁾

だが、この二つの概念は、適用する領域をミク
 ロからマクロまでの共時的な多様性で考えると、
 そう単純な話ではなくなってくる。たとえば本学
 の学部共通科目の一つでもある共生社会論の講義
 の中で、ある学生が、「多元主義のとらえ方につ
 いては、どの範囲で考えるかで結果が違ってくる
 ので非常に難しい」との感想を寄せてくれた。確
 かに、同化主義一色で占められている小さな共同
 体がいくつも点在する場合、そうした共同体の存
 在を容認しているより広範囲な共同体を想定するな

らば、いったいどう評価できるだろうか。つまり、
 どの範囲で見ていくかによって評価は異ならざる
 を得ない。そこで、こうした疑問を整理するため
 に図式化を試みたところ、二段階の範囲だけでも
 図-1に示すように4つのパターンが想定された。

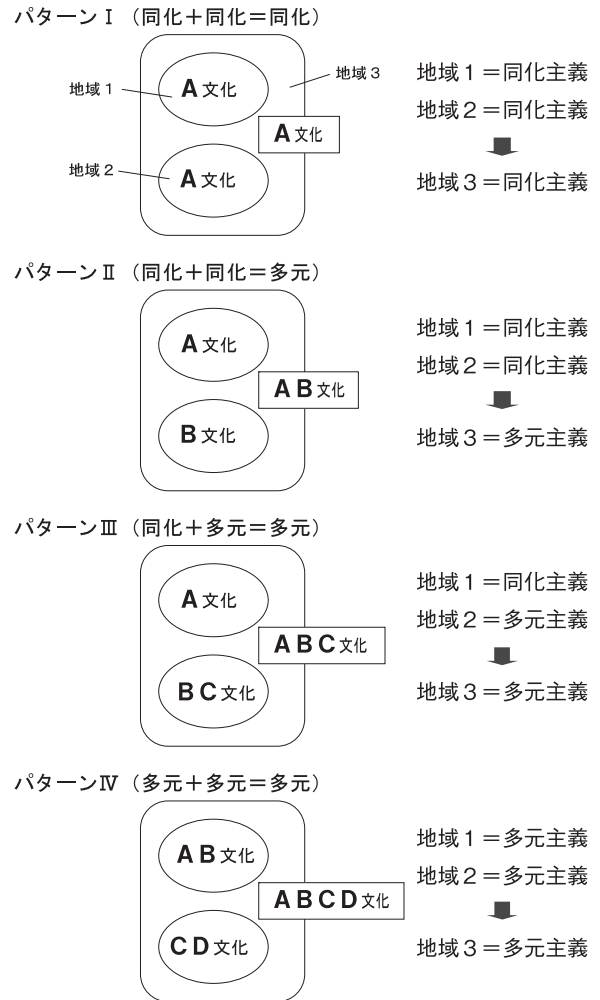


図-1 地域の範囲と文化の類型パターン

これら4つのパターンのうち、パターンIIとIII
 については、どの範囲を判断の対象とするかで同
 化主義か多元主義かという評価は全く異なったも
 のになる。さらに広範囲な領域をこれらの図の外
 側に(例えば地球規模などを)想定していくなら
 ば、ほとんど評価は不可能となるか、もしくは意
 味を持たなくなってしまう。そこで、同化主義や
 多元主義が議論される領域を仮に「地域3」まで
 とし、その領域については、さしあたり国民国家
 の範囲に限定して考えていくことが現実的な判断
 として必要となってくる。この捉え方は、一般に、
 ある国の政策が同化主義か、それとも多元主義か
 という議論の妥当性が通用する範囲において有効

と思われる。

さて、本稿のもともとの主題は、冒頭に掲げた「障害者」などの支援を要するマイノリティに背負わされた機能的・文化的差異をいかに受けとめていくか、その途上で問題となってくる同化主義や多元主義という共生社会の実現に向けた視点や手法の可能性を検討することであった。従って、これら二つの共生論の社会的・政治学的な分析や、多元主義の類似概念とされる多文化主義や文化相対主義、あるいは分離主義や多文化共生論等のそれぞれの学術的な相違点や比較検討の詳細については他の機会に譲ることとし、ここでは先に触れた同化主義と多元主義の概念を用いて、図-1に示した2段階の範囲（さしあたり上位の領域を国民国家の範囲）に限定しつつ支援対象の受けとめ方を検討していきたい。

2. 異文化としてのマイノリティ

“郷に入れば郷に従え”という諺がある。この「郷」には、日常的に使用する言語や生活習慣以外に、宗教や思想信条、服装や髪型、さらには立ち振る舞いなどに至る生活文化のあらゆるものを含めることが可能な用語でもある。仮に同化主義政策をとる国家が、その国に滞在する外国人やマイノリティに対して、この諺を強要したとするならば、外国人やマイノリティに固有の言語や文化、宗教、生活習慣などは大きな制約を受けることになる。つまり異文化としての独自の生活文化が否定され、ひたすら滞在国のマジョリティに同化するための努力が強いられるという生きづらい環境だけが残されることになる。

そこで問題にしたい論点がいくつかある。一つは「老人」という言葉である。今日、日本で「老人」という言葉は、いわゆる差別用語として放送禁止用語等の規定内に含まれているというわけでは必ずしもない。現行の老人福祉法に基づく行政用語の一つとして、公的にも私的にも多用されている言葉である。にもかかわらず、高齢化が急速に進展しはじめた1980年代以降、「熟年」、「実年」、「高齢者」、「シルバー」、「シニア」などの言い換え用語がさかんに飛び交った。あたかも老いにまつわる心身の変化や差異をオブラートにでも包み隠そうとするかのようにである。こうした動向に呼応するように、90年代に入ると「エイジレスライフのススめ」などが生きがい対策の名のもとに推し進められていく。⁽⁶⁾ まるで齢を重ねることが恥部をさらけ出すことでもあるかのような勢

いである。ここに、若者文化への「同化」を迫る考え方の一端が含まれてはいないだろうか。

ところが、興味深いのは、肝心の当事者にあたる全国老人クラブ連合会では、1962年の結成以来今日に至るまで、自らの組織名を一貫して「老人」で通していることである。その上で、「年輪パワーを結集して豊かな長寿社会を創造する」旨のスローガンを組織の目標に掲げてきた。この主張は、ファッションや芸能やメディア界がそうであるように、若者世代の文化が席捲する現況の中で、ともすればそれへの同化や融合に傾きかける風潮に対して、敢然と老人固有の文化の確立を主張していることではあるまいか。

論点の二つ目は、「寝た子を起こすな」という言葉である。この言葉は「寝ている子をわざわざ起こして泣かせる必要はない」との意味から、いわゆる部落問題の文脈では「そっと放置しておけば差別は自然になくなるはず。何も知らない人にわざわざ部落の問題を知らせる必要はない。知らせることによって差別意識を助長させたり、問題の解決を困難にしてしまうことの方が問題」との立場を示す意味あいでは使われている。部落問題の当事者については「障害者」と違い見た目だけでは分からない、つまり身体的・機能的な差異は特に認められない。加えて生活環境上の格差も今日ではなくなりつつあるといわれているところから、一般社会への「同化」や「融和」には妥当性があると考えられがちだが、これに対して当事者の団体である部落解放同盟では、その前身である全国水平社（1922年創立）以来、一貫して「寝た子を…」は「融和的愚民政策の集約的表現」として「部落分散論」や「部落解消論」を招くだけであり、「差別撤廃をめざす一切の取り組みを事実上ないがしろにする反動的イデオロギーの役割を果たしている」⁽⁷⁾と酷評している。つまり、現存する実態的な生活環境の格差、部落を素材とした人々の差別意識、「いわれなき」であるがゆえにより深刻さを増している排除や差別の心理メカニズムなどを解明するためには「寝た子を起こす」ことから始めなければならないとの主張である。

論点の三つ目は、1982年当時、お茶の水女子大学助教授だった本田和子が『異文化としての子ども』（紀伊国屋書店）という本を書いたことである。彼女は、本文の中でこう記している。

子どもたちの無秩序な蠢動と、それに対する身体のレベルの密やかな応答、それらは暖

味さを排除しようとする文化の体系に向けて、無数の問いを発し続けている。子どもが最も挑発的であり得るのは、衝撃的な事件のあれこれにもまして、このありようにおいてではないか。すなわち、絶えず漏れ出し、形を変えて、文化の体系に組み込まれることを拒む彼らのありようである。こうした「文化の外なる存在」からの問いかけが、私どもを挑発するのだし、私どもの身体が思いがけずそれに応えてしまったとき、その「内なる異文化」の唆しによって私ども自身が挑発者のまなざしを持たされるのである。⁽⁸⁾

多少、引用が長くなったが、ここに記載されている「子ども」は、近代の合理主義が教育の対象や庇護の対象として制度化した不完全な発達途上

にある“小さな大人”なのではない。そうではなくて、そうした囲い込みを解き放ったときに見える独自の文化を纏った挑発的な存在であることを、本田は様々な事例を通して論証している。本田の専門は児童学であるが、引用文にある「子ども」をそっくり「障害者」や「高齢者」や「外国人」と読みかえても、さして違和感を感じられない。つまり本書は、これまで触れてきた支援対象に対するまなざしとしての多元主義や多文化共生論のパースペクティブ（成果）を描いたものとしても読み解くことができるのである。その意味では、「障害者」、「高齢者」、「子ども」、「外国人」などには共通に“異文化としての”という修飾語を付加すべきことが求められているといってい

【同化主義による共生モデル】	【多元主義による共生モデル】
<ul style="list-style-type: none"> ○日本に住むなら日本語を語るべし ○エイジレスのススメ ○老人は差別用語 ○障害者ではなく人間（個性）として ○寝た子を起すな！部落問題 ○こどもは小さな大人 ○聴覚障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ○日本で住んでも母国語が語れる ○いなおりのススメ ○老人で何が悪い ○障害者、おおいに結構 ○寝た子を起せ！部落問題 ○異文化としての子ども ○ろう者

図ー2 マイノリティに対する共生モデルの比較

3. 障害学の成果

先に紹介した本田の視点を、障害者問題に引きよせながら論じているのが、いわゆる「障害学」の問題意識である。長瀬修は「障害学に向けて」(1999)の中でこう書いている。

障害学disabilities studiesとは、障害を分析の切り口として確立する学問、思想、知の運動である。それは従来の医療、社会福祉の視点から障害、障害者をとらえるものではない。個人のインペアメント（損傷）の治療を至上命題とする医療、「障害者すなわち障害者福祉の対象」という枠組みからの脱却を目指す試みである。そして、障害独自の視点の確立を指向し、文化としての障害、障害者としての生きる価値に着目する。⁽⁹⁾

あくまで当事者である「障害者」本人の視点を

最優先とし、ここからの分析や考察が障害学を構築していく。この視点からみた「ろう文化」論の考察は興味深い。例えば「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である」⁽¹⁰⁾という宣言文で始まる『ろう文化宣言』（木村晴美、市田泰弘『現代思想』23-3、P 354～P 362、青土社1995）は、ろうの問題に関わる聴者（聴覚機能に支障のない人）にも少なからぬ衝撃を与えた。自らを障害者としてではなくマイノリティとして規定しようとするこの宣言は、これまで「聴覚障害者」に対する教育や福祉のために努力してきた人々にとっては容易に受け入れがたい主張ともとれる。しかしその後も「ろう文化宣言」の主張を支持するろう者の声はやむことがなかった。例えば柳田茂は「メディアとろう者」（『現代思想』24-5、P 137～P 131、青土社1996）という論文の中で、「耳が聞こえないことは不便だけれど不幸ではない、という言い方があるが、私

にとっては、もはや耳が聞こえないことは『当たり前』のことであり、ことさら『不便』だと思いうこともない、というのが実感である⁽¹¹⁾とまで言いきっている。

これらの主張がなぜインパクトがあったかといえば、従来、ろうは「障害」であるということが、少なくとも聴者にとっては疑いようもない事実として捉えられてきたからに他ならない。ここに本田のいう〈挑発者〉としての「障害者」の姿がある。そして、その背景には、障害学が分析するように、日本手話という日本語(または日本語手話)とは明らかに異なる独自の言語や文化を持つコミュニティへの帰属意識や自尊感情があったことも否めない。

こうしたろう文化が政治的な意味での文化権として国際的に認識されるようになったのは、1988年にアメリカのろう者のための大学、ギャロデット大学で起こった抗議運動、“deaf president now”(ろうの学長を今)がきっかけであるといわれている。障害者の権利が公民権運動の一環と認識されるきっかけともなり、自立生活運動の創始者として知られるエド・ロバーツもまた冗談交じりに「歩けるようにしないでくれ。失業してしまう」(Shapiro, 1995)との思いを語っている。障害とは、その属性を人間一般に解消したり「同化」させたりすることが大事なのではなく、むしろ自らの大切なアイデンティティとして「生きていく」ことの方が、はるかに重要であることを当事者たちの言説は示唆していることになる。

4. 当事者による「公言」の意味

こうした文脈の中で、自らの属性や文化と向きあうことのできた当事者たち、とりわけ生き辛さを感じてきた者たちによる一般社会への“異議申し立て”が近年、各地で散見されることになっていく。その際には、当事者本人が自らの生き辛さを自分の口で語ることが原則となるので、その形態は、自らの属性を「公言」come outするところから始めねばならない。例えば、「私は精神障害者です」、「私はH I Vの患者です」、「私はセクシャルマイノリティです」、「私は同和地区の出身者です」等々…。そこには本人が意図する、意図しないにかかわらず、「同じ人間である」や「単なる個性として」などの情緒的な一体感や同化主義的雰囲気や許さない〈挑発者〉としての異化された姿が浮き彫りになっていく。というのも、これらの属性が明るみになった場合、全く冷静でいられる

ほど、今の私たちの社会は成熟してはいない。就職、結婚、世間体など、いずれにおいても依然として不利な状況にしか作用しないからである。そのことを了解しながらの「公言」であることが、より一層、挑発性やインパクトを際立たせることになっていく。

国際障害者年から数えて今年で31年。この間、障害などの属性を担う人たちの暮らし向きが僅かでも“生きやすく”なっているとすれば、そこには当事者本人たちによる「公言」の影響力が少なからず作用した結果でもあるとみなす必要がある。

5. 共生社会の展望

(1) 格差なき多元をめざして

支援を要する当事者、中でも障害者に関する論点として文脈上明確になってきたのは、一般社会への安易な「適応」や「融和」や「同化」などではなく、むしろ異化された属性を担う現状を一層際立たせることを通して独自の文化を認知させ、当事者たちの生き辛さを解消させようとする方向性である。そこには障害などの属性の相違点を異文化としてリスペクトできる多元主義の道筋が示唆されている。

だが、果たして、このプロセスは可能なのだろうか。留意すべき点が幾つか考えられる。一つは、マイノリティに関わる「差異」が、社会階層や生活環境や人間関係上の格差、つまりは排除や差別を伴うものであれば、事態は全く逆行することになってしまう。このため「格差なき多元」(本来、多元主義とは格差や差別のない多文化共生の状態をさすが、その困難さゆえに、あえて掲げておきたい)という困難な課題を克服する道筋が示されておく必要がある。⁽¹²⁾この点に関して、長瀬はこう書いている。

違いを優劣に還元してしまいがちな土壤の中で「差異」、「違い」を主張することは確かに困難である。しかし、「同じ人間である」地点に到達する前に考えなければならないことがたくさんある。そこを安易に飛ばして、「同じ人間である」ことに飛びつくのはかえって「平等」へ遠回りになってしまうのではないかと危惧する。⁽¹³⁾

ここでは、「違い」を「違い」として残しておくべき異文化としての側面と、「違い」を「同じ」に

していくべき差別や格差の部分とを予め区別しておく必要がある。その上で、後者の側面については、長瀬のいう「考えなければならないこと」が何なのかということについて、もう少し明らかに

しておきたい。そこで、この点を整理するために、今回、「差異」の言語化のプロセスについて図式化を試みた。

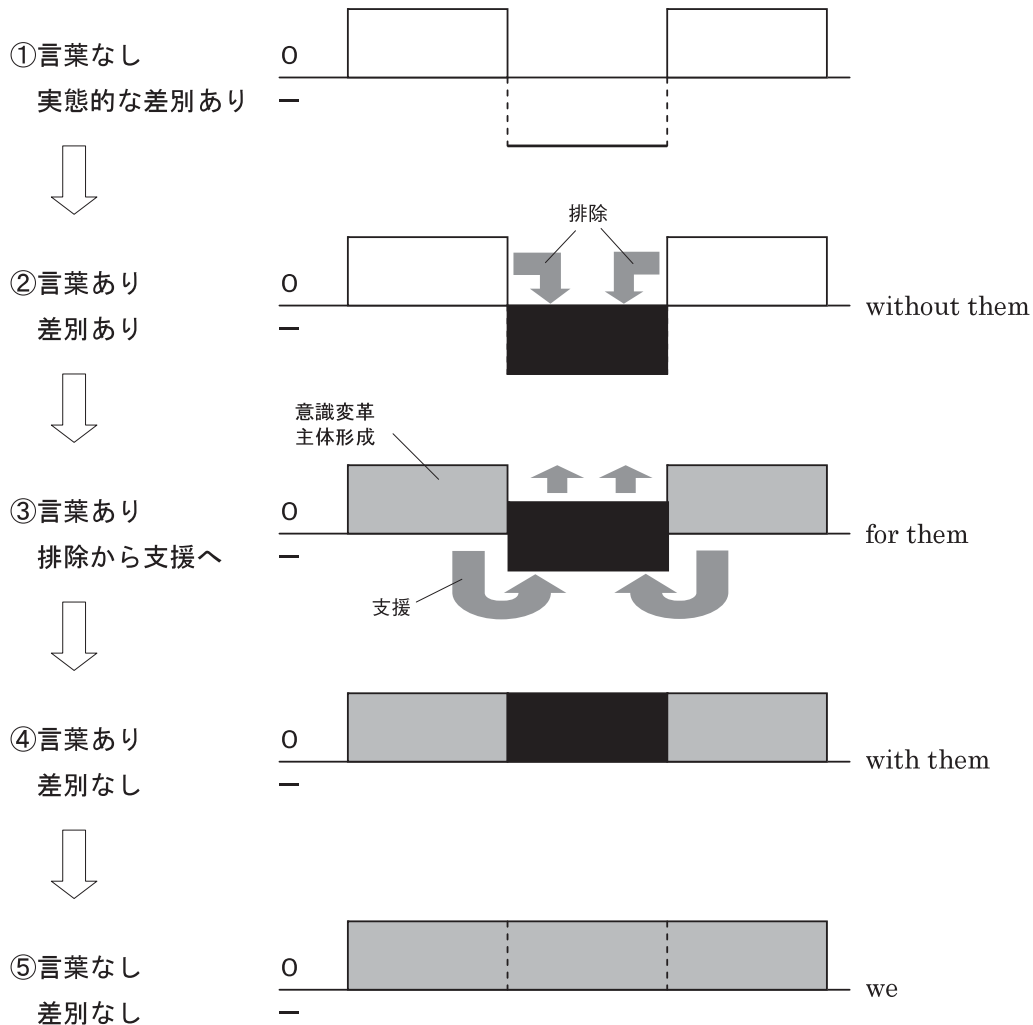


図-3 差異の言語化に関する五つのプロセス・イメージ

- ①(言葉なし、実態的な差別あり)は、マジョリティ⁽¹⁴⁾から異化された人々への実態的な差別や生活格差は厳然とあるものの、その根拠や由来は不明瞭で、言葉では特に標記できない段階。
- ②(言葉あり、差別あり)は、マジョリティから異化された特定の人々を「差別用語」で囲い込み、排除していこうとする段階。この場合の呼称は、悪意や嘲笑の意図を含むことになる。
- ③(言葉あり、排除から支援へ)は、意識の変革によって、支援者としての主体性を形成させたマジョリティが、差別を受けている人々の生活格差や被差別状況を解消するよう動きだした段

階。この場合、異化された人々への呼称は、目的、内容に照らして特に問題とされない。

- ④(言葉あり、差別なし)は、異化された人々に対する呼称は残っているものの、マジョリティとはすでに対等な関係であり、呼称自体も問題とされない段階。
- ⑤(言葉なし、差別なし)は、④の展開を経て、異化された人々とマジョリティとを区別する呼称や意味までもが消失した結果、全体の中に完全に同化してしまった段階。

異化された人々に対する呼称や待遇のありようをこのように考えると、長瀬のいう「同じ人間」の段階（図の④または⑤）に至るまでには、③に示すマジョリティの意識変革や支援者としての主体形成という困難な課題の克服を経ずしては達成できないことになる。つまり③を経由しない「同化」論は、結果として実態的な差別を温存したままの形態（①）へと逆行することにもなりかねない。

では、②から③へとマジョリティの意識を大きく変革させるための契機や手法には何が求められているのだろうか。実はここにこそ、格差なき多元主義を目標とする様々な「違い」の露出や当事者たちによる公言の果たす役割などが重要な意味を持ってくるのである。

（２）選択としての同化

本稿ではこれまで、様々な角度から多元主義のもつ効用や意義づけを論じてきたが、その想定する範囲は、先にも述べているようにマクロとしての国家または地域共同体の領域に限定してきた。従ってこれらの共同性とは区別される個々人の意志や生活スタイルについては、その限りにおいて、選択としての同化主義もまた許容されなければならないと考えている。例えば、「日本に住む外国人が、母国語よりも日本語のみを使いたい」とする趣向に対しては、何人たりともそのことを責める理由は持ち合わせていない。むしろ、そうした個々人の多様な趣向をも容認する社会こそが多元主義に他ならないからである。

（３）グローバルな共生

多元主義や同化主義がさしあたり国家の範囲を上限とした区分だったのに対して、異文化理解や多文化共生という理念は、いうまでもなく地球規模でのグローバルな展開を想定した概念である。国連加盟国だけでも193カ国を数えるこの地球上の国々や人民の置かれている状況は、必ずしも順風満帆ではない。今なお紛争の絶えない地域、飢餓や難民問題をかかえる国々、自然災害や環境破壊や伝染病に苦しむ地域など、支援が必要とされている国や地域は少なくない。そこに求められている地球規模の支援関係を構築していくためにも、異文化理解や多文化共生の視点は欠かせない。そして、ここでもまた個々人のレベルでは「選択としての同化」をリスペクトする態度、共同体のレベルでは「格差なき多元」を求めていくプロセスが、同様に問われているようではない。

おわりに……「違い」から「同じ」へ

小学校や中学校における福祉教育の中で、三大疑似体験として車いす体験、アイマスク体験、高齢者体験と呼ばれているものがある。いずれも車いすやアイマスクやオモリなどの道具を使って身体に負荷を与え、一時的に障害者や高齢者などの疑似体験をさせるものである。この体験を通して、多く子どもたちは障害者の生き辛さや生活上の支障を一時的ではあるが体験することになる。同時に、障害という属性を持たぬ自分たちの身体との間の「違い」もまた再確認することになる。福祉教育は、この「違い」を「支援」によって埋めることを目指すものであるが、一方で、多くの教師は特別支援学校との交流や施設訪問等の事前学習段階において「“同じ”人間なのだから、差別しないように」との注意を子どもたちに与えている。一方では、ことさら“違い”を体験させながらである。この矛盾が子どもたちに混乱を生じさせる場合もあるという。いったい何が「違い」、何が「同じ」なのかの整理がここでも必要となる。

【違い】——身体的・機能的な自由度の違い

そこから派生する暮らしの選択肢の種類や量の違い

【同じ】——人間としての権利

保証されるべき参加の機会

人間としての思いや要望や感情のありよう

大事なことは、この両者をトータルに把握するためには、既に記したように個々人の意識変革と主体形成に必要な関わりのプロセス（時間と関係）をどうしても経なければならないという点である。継続的で人間的な関わりができてはじめて、②の「同じ」視点がみえてくる、否、②がみえるような主体へと変えられていく。そして②の視点がみえてくることによってはじめて、支援の本来的なあり方が明確になるのである。このプロセスを経ずして、いきなり観念的な「同じ」を持ち込んでも、また①の「違い」体験だけから直ちに想定される支援のあり方だけに終始しては、どこまでいっても「同じ」地平に立つことは難しい。人間存在の同質性や豊かな人間観、対等な人間関係のありようなどを学ぶ機会としては全く不十分だからである。

このことは福祉教育の現場のみならず、実は、一般社会においても同様にあてはまる。「違い」か

ら「同じ」を、「同じ」から「違い」をともに導く学びの道筋が見えていなければ、対等な支援関係を構築することは難しいということだ。多元主義は、そうした学びのプロセスの大切さを私たちに教えてくれている。

<註>

- (1) 浜口恵俊「同化」見田宗介ほか編『社会学事典』弘文堂、1988、P 639
- (2) 初瀬龍平編『エスニシティと文化多元主義』同文館、1966、P 151-178
- (3) 油井大三郎編『多文化主義のアメリカ』東京大学出版会、1999、P 87-114
- (4) 越智道夫『エスニックアメリカ、民族のサラダボウル、文化多元主義の国から』、明石書店、1995、P 4-5
- (5) 山内昌之編『いま、なぜ民族か』東京大学出版会、1994、P 97-118
- (6) エイジレスライフ及び社会活動参加選考委員会編『エイジレスライフ及び社会活動の紹介』1998
- (7) 部落解放・人権研究所編『部落問題人権事典』2001
- (8) 本田和子『異文化としての子ども』紀伊国屋書店、1982、P 12
- (9) 長瀬修「障害学に向けて」石川准、長瀬修編『障害学への招待』明石書店、1999、P 11
- (10) 木村晴美、市田泰弘「ろう文化宣言」、『現代思想』23-3、青土社1995、P 354~P 362所収。
- (11) 柳田茂「メディアとろう者」、『現代思想』24-5、青土社1996、P 137~P 131所収
- (12) 本来、多元主義とは格差や差別のない多文化共生の状態（文化多元主義）をさすが、その困難さゆえに、あえて“格差なき”という表現を付しておきたい。
- (13) 石川准、長瀬修編『前掲書』1999、P 24
- (14) ここでいう「マジョリティ」とは、人口的にも社会階層上もマージナルなマイノリティとは見做されない“差異のない人々”をさしている。

<参考文献>

- (1) 障害学会編『障害学研究5』明石書店、2009
- (2) 障害学会編『障害学研究7』明石書店、2011
- (3) 三村洋明『反障害原論—障害問題のパラダイム転換のために—』世界書院、2010
- (4) 今村仁司『排除の構造—力の一般経済序説—』青土社、1989